

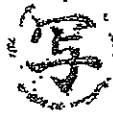
未妥結・仮納入の改善に向けた最近の取組状況

1. 前回流改懇（3月28日）以降の現在までの取組

- ◆ 3月29日 医政局経済課長、保険局医療課長連名通知「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について」を関係団体の長等に発出。（別添1）
- ◆ 4月23日 広域卸4社（クラヤ三星堂、スズケン、アルフレッサ、東邦薬品）の
～26日 本社営業本部長等から3月29日の通知を踏まえた19年度の取組方針等についてヒアリングを行うとともに、より積極的な取組について要請。（別添2）
- ◆ 5月9日 公的医療機関設置本部等（労災、厚生連、文化連、国家公務員共済、
～15日 日赤、済生会）を対象に、3月29日の通知を踏まえた取組等についてヒアリングを行うとともに、長期未妥結と総価取引の是正について要請。（別添3）
- ◆ 5月21日 前年度に未妥結が長期化した大手チェーン薬局本部から未妥結の要因
～25日 等についてヒアリングを行うとともに、長期未妥結と総価取引の是正について要請。（別添4）
- ◆ 5月30日 中医協薬価専門部会で、「医療用医薬品の流通問題に関する議論について」を了承。（別添5）

2. 今後の取組予定

- ◇ 7月 平成19年度第1回価格妥結状況調査（7月取引分）を実施。
- ◇ 8月 価格妥結状況調査の結果を第12回流改懇に報告予定



医政経発第 0329001 号
保医発第 0329001 号
平成 19 年 3 月 29 日

(別記) 関係団体等の長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省保険局医療課長

医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について

薬価調査は、医薬品市場実勢価を薬価に反映するために行われるものですが、長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入については、薬価調査の信頼性を確保する観点からも不適切な取引であることから、当職通知「医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について」（平成 18 年 3 月 27 日付、医政経発第 0327001 号・保医発第 0327001 号）を發出し、その是正を図るよう貴団体傘下の保険医療機関、保険薬局、医薬品卸売業者又は関係団体等への御指導をお願いしたところであります。厚生労働省において、平成 18 年度に実施した医薬品卸売販売業者を対象とする別添「価格妥結状況調査結果」では、残念ながら通知から 9 ヶ月を経た本年 1 月においても是正が図られていない状況にあります。

このような状況の下、長期にわたる未妥結・仮納入を改善し、薬価調査の信頼性を確保する観点から、平成 19 年度の医薬品の取引交渉を行うに当たり、公的医療保険制度に与る取引当事者双方に対し、下記のとおり要請します。

なお、経済課においては、引き続き、薬価調査の一環として価格妥結状況の調査等を定期的に行い、その調査結果を公表するとともに、必要に応じて取引当事者を対象とした実情把握調査を実施することとしますので、ご協力方を願います。

また、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、当職から当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）に対し、改善指導を行うことがあり得ることを申し添えます。

ついては、貴職におかれましては、医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正に向けた取組を促進するよう、貴団体傘下の保険医療機関、保険薬局、医薬品卸売業者及び関係団体等への更なる周知徹底及び御指導をお願いいたします。

記

1. 医薬品卸売業者

保険医療機関及び保険薬局との価格交渉を行うに当たり、医薬品卸売業者側に起因する未妥結・仮納入の要因を再点検し、早期妥結に向けた改善策を講ずること。その際、①医薬品卸売業者の提示する価格の信頼性を確保するために経済合理性に基づいた実質的な価格提示の早期段階での実施、②製造販売業者との取引におけるアローアンスのうち支払基準の不明確なものについての透明性の確保に向けた取組等を十分に考慮すること。

※ アローアンス：通常、販促費として経理処理されるもの

2. 保険医療機関及び保険薬局

未妥結・仮納入の実情について自己点検を行い、長期にわたって未妥結の状態にある機関等においては早期妥結に向けた改善策を検討すること。

平成18年度価格妥結状況調査結果概要

○調査客体及び回収状況

	対象客体数	回答数	回収率
平成18年7月調査	165社	136社	82.4%
平成18年10月調査	63社	62社	98.4%
平成19年1月調査	63社	62社	98.4%

※平成18年7月調査は医療用医薬品の販売実績のある卸を対象客体としたが、平成18年10月調査からは、未妥結仮納入の実態はないとされるジェネリック販社協会加盟会社等(102社)を除いた広域卸63社を対象客体として調査を実施した。

○調査概要

①調査内容

ア. 全ての医療機関、薬局との取引を対象

イ. 7月、10月、1月の取引高(1カ月間)における妥結状況を薬価ベースで調査

$$\text{妥結率} = \frac{\text{価格が妥結したものの販売額 (品目別販売本数} \times \text{薬価)}}{\text{販売総額 (品目別販売本数} \times \text{薬価)}}$$

ウ. 10月調査より、病院区分を「200床以上」と「その他」に分けて調査

②調査結果

ア. 医療機関・薬局区分別妥結状況
(医療機関)

区 分	妥 結 率		
	7月取引分	10月取引分	1月取引分
病 院 (総計)	30.7%	37.5%	43.6%
200床以上	—	30.6%	36.0%
そ の 他	—	60.7%	68.1%
診 療 所	73.9%	84.8%	88.5%
合 計	46.8%	55.4%	61.4%

(薬 局)

区 分	妥 結 率		
	7月取引分	10月取引分	1月取引分
チェーン薬局 (20店舗以上を保有)	8.5%	14.4%	19.0%
その他の薬局	47.4%	62.2%	70.4%
合 計	39.3%	52.9%	60.8%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む

イ. 医療機関設置主体別/取引卸別価格妥結状況: 別紙のとおり

(別紙)

医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況

(対象：200床以上の医療機関)

設 置 者	妥結率 (H19. 1取引金額ベース)				
	全体	対A卸	対B卸	対C卸	対D卸
病 院 (2,756)	36.0	33.6	28.4	31.7	34.5
1 国 (厚生労働省) (21)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 国 (独法・国立病院機構) (139)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3 国 (国立大学法人) (42)	74.2	78.3	62.3	80.1	60.9
4 国 (独法・労働者健康福祉機構) (34)	1.8	0.0	3.7	1.2	0.2
5 国 (その他) (7)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6 都道府県 (169)	49.0	57.4	36.8	38.4	37.8
7 市町村 (314)	38.9	41.1	29.1	38.0	40.7
8 日 赤 (70)	9.9	12.2	4.4	0.5	10.3
9 済生会 (50)	10.2	9.8	4.1	10.0	9.2
10 北海道社会事業協会 (6)	76.3	-	100.0	21.6	75.0
11 厚生連 (80)	7.8	2.0	21.4	2.6	2.5
12 全社連 (37)	19.9	45.0	18.7	9.5	20.8
13 厚生団 (7)	0.3	0.0	0.0	0.7	0.1
14 船員保険会 (3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15 健保組合・その連合会 (5)	7.7	8.5	0.0	0.0	10.7
16 共済組合・その連合会 (37)	1.6	0.0	0.3	0.1	0.5
17 国民健康保険組合 (1)	70.6	-	-	100.0	0.0
18 公益法人 (187)	23.6	25.6	21.0	20.1	24.5
19 医療法人 (1,299)	55.9	50.1	42.7	56.0	61.0
20 学校法人 (76)	5.1	3.2	4.2	6.7	2.7
21 会 社 (23)	35.9	12.4	11.1	17.6	22.1
22 その他の法人 (89)	30.8	24.6	26.5	26.5	33.3
23 個 人 (60)	72.5	83.4	96.8	87.2	52.2

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。

※平成19年1月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。

※薬価基準ベースの金額に換算。

※特に売上の高い主要卸 (A, B, C, D) について再掲。

(別 記)

社団法人 日本医師会会長
社団法人 日本歯科医師会会長
社団法人 日本薬剤師会会長
社団法人 日本病院会会長
社団法人 全日本病院協会会長
社団法人 日本医療法人協会会長
社団法人 日本精神科病院協会会長
社団法人 全国自治体病院協議会会長
社団法人 日本私立医科大学協会会長
社団法人 日本私立歯科大学協会会長
社団法人 日本病院薬剤師会会長
日本製薬団体連合会会長
社団法人 日本医薬品卸業連合会会長
社団法人 日本歯科用品商協同組合連合会会長
日本ジェネリック医薬品販社協会会長
日本保険薬局協会会長
宮内庁長官官房秘書課長
防衛省人事教育局衛生官
総務省自治行政局公務員部福利課長
総務省自治財政局地域企業経営企画室長
日本郵政公社厚生労働部長
日本郵政公社関連事業部門関連事業部長
法務省矯正局矯正医療管理官
財務省主計局給与共済課長
独立行政法人国立印刷局人事労務部病院運営担当部長
文部科学省高等教育局医学教育課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
文部科学省研究振興局基礎基盤研究課量子放射線研究推進室長
農林水産省経営局協同組織課長
医政局国立病院課長
労働基準局労災補償部労災管理課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
保険局保険課長
保険局国民健康保険課長
社会保険庁運営部企画課長

未妥結仮納入の是正に向けたヒアリング結果概要（広域卸4社）

要 請 事 項	取 組 (回 答) 状 況
<p>1. 19年度の早期妥結に向け、17年度の妥結率を上回る取組を行うこと。</p> <p>2. 19年度の交渉にあたり、まずは「話し合いの場」を設けて卸に対する信頼の回復に努めること。</p> <p>3. 総価取引の解消に努めること。</p> <p>4. 経済合理性のある価格交渉を行うこと。</p> <p>5. 年度末に価格設定が遡るような契約の解消に努めること。</p> <p>6. メーカーとの取引における問題点の改善に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の妥結率を上回る数値目標を掲げて取り組む。 ・営業本部が妥結状況を管理し、未妥結先に対する交渉指導や直接交渉を行う。 ・価格提示に先立ち、医療機関のニーズに応じた付加価値（省力化支援、後発品導入支援等）の提案を行い、事前の話し合いの場作りを優先した取組を行う。 ・単品総価、オーファン等除外品目の設定、単品単価見積を徹底する。などの回答であった。 ・売上高、支払条件、配送頻度、発注方法、信頼性等の諸条件に基づいた価格設定を行う。 ・ユーザーに理解を求めるとともに、毅然とした態度で対応する。 ・半期や四半期毎の契約など、契約期間への柔軟な対応を検討する。 ・割戻等の仕切価への反映と市場実勢価を踏まえた仕切価の改訂をメーカーに申し入れる。 ・透明性の確保と仕入原価の早期確定のため、固定的リベートの比率を高めるようメーカーに申し入れるとの意見もあった。

未妥結仮納入の是正に向けたヒアリング結果概要（公的医療機関本部）

要 請 事 項	取 組 （ 回 答 ） 状 況
<p>1. 公的保険制度下で医療用医薬品を取り扱う公的医療機関として、国民・患者から信頼される取引の推進に理解を求めるとともに、19年度の早期妥結に向けて他の医療機関の模範となる取組を依頼。</p> <p>2. 19年度の交渉にあたり、卸からの提案を受けて各医療機関が「話し合いの場」に臨んでもらうこと。</p> <p>3. 銘柄別取引の推進。</p> <p>4. 20年度以降の早期妥結の方策として、都立病医院や国立病院機構の取組を参考に、競争入札の導入や契約期間の見直し等について検討すること。</p> <p>5. その他（卸への要望等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月の通知を傘下医療機関に周知。 ・ 全国会議等の機会を捉えて傘下医療機関に早期妥結への協力を要請。 ・ 各病院は原則独立採算であり本部の指導には限界との回答もあった。 ・ 提案の趣旨は理解、傘下医療機関には伝える。 ・ 卸側から早期妥結のメリット等についての提案があれば前向きに取り組みたい。 ・ ほとんどの医療機関で銘柄別契約または少なくとも単品総価契約となっている。 ・ 見積合わせによる随意契約の方が価格面で有利と考えている医療機関が多い。 ・ 都立病院が採用した上期・下期に分けての契約については、多くの本部で関心を持ってもらった。 ・ 卸は正味仕切価を決定するためのメーカーとの交渉に時間がかかり、このために実質的な価格提示が遅いのではないかとの意見も複数聞かれた。

未妥結仮納入の是正に向けたヒアリング結果概要 (大手チェーン薬局)

要 請 事 項	取 組 (回 答) 状 況
<p>1. 公的保険制度下で医療用医薬品を取り扱う薬局として、国民・患者から信頼される取引の推進に理解を求めるとともに、薬価調査の信頼性確保のため、早期妥結に対する協力を依頼。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての薬局で早期妥結の趣旨は理解 ・株式上場している薬局は、適正な決算処理のためにも早期妥結を望んでいる。 ・技術料だけの経営は困難であり、経営原資の一部を薬価差益に頼らざるを得ないという主張も聞かれた。
<p>2. 20年度以降も早期妥結に向けた取組を行ってもらうこと。早期妥結の方策として、半期毎の契約など契約期間の見直しの検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間の見直しについては、ほとんどの薬局で検討可能との回答。 ・経費節減による薬価差益依存体質からの脱却を目指すとの回答があった。 ・自ら取引条件の改善等を行い、卸側に積極的に提案するとの意見もあり。
<p>3. 銘柄別取引の推進。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの薬局で全品総価取引であるが、総価からの除外品目は設定していた。 ・処方内容の見込みがずれた場合の損失を危惧し、処方権がないことを理由に銘柄別取引は困難との回答が多い。 ・一方で、大手になるほど、従来の実績から処方内容を予測して銘柄別取引を行っても問題ないとの見解であった。
<p>4. その他 (卸への要望等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸は正味仕切価を決定するためのメーカーとの交渉に時間がかかり、このために実質的な価格提示が遅いのではないかとの意見が複数聞かれた。 ・取引高の低い薬局や取引条件の悪い薬局により大きな値引きがされるなど、経済合理性に反する価格設定が行われているという意見も多数あった。 ・総価取引では、むしろ卸側のシステムが単品単価に対応できないのではないかの疑問が複数あげられた。

医療用医薬品の流通問題に関する議論について

1. 取組の経緯

平成16年 6月 医療用医薬品の流通過程における価格形成の現状を分析し、公的医療保険制度下での不適切な取引慣行の是正等について検討する
医政局長の私的懇談会の場として「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」を設置

(構成委員) 学識経験者(3名)、医療関係者(9名)、
メーカー(6名)、卸売業者(5名)

(検討項目)

- ・ 医療用医薬品の流通過程における価格形成の現状・分析
- ・ 医療用医薬品の流通改善の推進方策

平成16年12月 「医療用医薬品の流通改善について」中間とりまとめ

平成18年 3月 「医療用医薬品の返品の手配について」とりまとめ

平成18年 9月 「他業種の流通実態等について」意見交換

平成18年11月 「医療用医薬品の流通実態に関する報告書について(公正取引委員会)」意見交換

平成19年 3月 「未妥結・仮納入の改善に向けた取組とその後の状況について」意見交換

2. 議論の概要(未妥結・仮納入問題と総価取引関係)

- ・ 未妥結・仮納入は、現行の薬価制度下での取引としては異常な取引と認識すべき。自己責任の中できちんとやる人が損をする状況は基本的に許されない。
- ・ 1年間掛けて価格交渉することの経済不合理性は無視できない。日本の医薬品の製造、流通体制そのものの基本的な弱体化につながる。
- ・ 総価契約は今後の医薬品の流通のあり方からすると決して望ましいものではない。
- ・ 全体での適正化はなかなか難しいが、引き続き流通改善をしなければならないというのが各委員の共通の問題意識であり、引き続き議論を進めていく。

3. 今後の検討スケジュール

今後は、本年6月頃から未妥結・仮納入や総価取引の議論の他、リベートの在り方など個別テーマ毎に議論を行い、秋頃には流通改善のとりまとめを行う予定。